

公安委員会 説明資料No. 1	香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等 に関する規則等の一部改正について	令和4年4月7日 警 務 部
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">議題事項</div> <b>「香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則」等の一部改正を行う。</b>		
<p><b>第1 情報公開等にかかる事務の専決区分の見直し</b></p> <p><b>1 改正理由</b> 公安委員会宛ての情報公開請求及び個人情報開示請求に係る行政文書の開示決定については、これまですべて公安委員会の決裁事項としてきたが、事務の合理化・効率化を図る観点から専決区分の見直しを行い、「香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則」（平成12年香川県公安委員会規則第34号）について、所要の改正を行うもの</p> <p><b>2 改正内容</b> 請求に係る開示決定が軽易なものについて、公安委員会から本部長の専決に改める。</p> <p><b>3 改正案</b> 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則（案）のとおり</p> <p><b>4 施行期日</b> 公布の日</p> <p><b>第2 警察法の一部改正に伴う苦情処理関係規程の改正</b></p> <p><b>1 改正理由</b> 警察法（昭和29年法律第162号）の一部改正により、第79条（苦情の申出等）第2項が追加され、第2項が第3項に改正されたため、関係規程について所要の改正を行うもの</p> <p><b>2 改正する規則</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則 （平成12年香川県公安委員会規則第34号）</li> <li>・香川県公安委員会に対する苦情の申出等の手続に関する規則 （平成13年香川県公安委員会規則第12号）</li> <li>・香川県公安委員会行政文書管理規則 （平成13年香川県公安委員会規則第17号）</li> </ul> <p><b>3 改正案</b> 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則等の一部を改正する規則（案）のとおり</p> <p><b>4 施行期日</b> 公布の日</p>		

公安委員会 説明資料 No. 2	指定暴力団二代目親和会を代表する者の住所変更 にかかるとる官報公示について	令和4年4月7日 刑 事 部
---------------------	--	-------------------

**議題事項**

本県指定暴力団二代目親和会を代表する者である吉良博文が住所変更をしたことに伴い、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）に基づき、「住所の変更」について官報公示を行う。

**1 官報公示変更の内容**

変更前 「香川県高松市西ハゼ町 74 番地 1 -402」

変更後 「香川県高松市塩上町二丁目 14 番 4 号」

**2 「住所変更」公示の理由**

- (1) 二代目親和会を代表する者である会長吉良博文の身上照会をした結果、  
令和3年11月22日  
香川県高松市塩上町二丁目14番4号  
に住所を変更している事実が判明した。
- (2) 同所は二代目親和会本部事務所であり、本年1月に実施した同事務所の捜索に併せて、吉良博文から聴取したところ、「事務所で寝起きしている」旨申述し、同事務所の一室に布団、衣類、鞆等の私物が数多く存在するなど居住実態を確認したため、同所を代表する者の住所地と認めた。

**3 官報公示手続き**

- (1) 県公安委員会への報告・決裁  
令和4年4月7日（木）
- (2) 警察庁長官（国家公安委員会）への報告（法第36条第3項）  
令和4年4月中旬予定
- (3) 官報公示（法第7条第4項）  
令和4年5月上旬予定

報告事項

2月県議会定例会において、代表質問では「高齢運転者の交通事故防止対策」について、総務委員会では「サイバー犯罪への対応」等について、一般質問では「歩行者優先の交通社会構築に向けた取組み」等について、それぞれ質疑答弁が行われた。

閉会日、「令和4年度香川県一般会計予算議案」等の公安委員会関係議案は、原案どおり可決された。

1 会期

令和4年2月16日（水）から同年3月18日（金）までの31日間

2 代表質問（2月21日）

自民党県政会 尾崎議員 ○高齢運転者の交通事故防止対策について

3 総務委員会（2月25日）

国民民主党 鏡原委員 ○サイバー犯罪への対応について

自民党議員会 辻村委員 ○善通寺運転免許更新センターの土日開庁について

4 一般質問（3月15日、3月16日）

自民党県政会 松原議員 ○サイバー犯罪に対する取組みについて

公明党 広瀬議員 ○歩行者優先の交通社会構築に向けた取組みについて

立憲みらい 木村議員 ○県民の命を守る交通安全対策について

5 公安委員会関係議案の採決状況

「令和4年度香川県一般会計予算議案」、「令和3年度香川県一般会計補正予算議案」、「香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例議案」、「香川県暴力団排除推進条例の一部を改正する条例議案」、「職員のサービスの宣誓に関する条例及び香川県公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案」は、原案どおり可決された。

報告事項

香川県を被告とする国家賠償法に基づく損害賠償請求事件について、原告の請求を棄却する判決があったので報告する。

1 提訴年月日

平成30年11月22日

2 原告

A子 他2人

3 被告

香川県（代表者 香川県知事 浜田 恵造）

4 請求の趣旨

児童相談所が行った児童の一時保護の実施及びその際の県警察の対応が違法であるとして、香川県に対し、慰謝料や訴訟費用の負担を求めて提訴したものである。

5 判決

(1) 判決言渡年月日

令和4年3月24日（高松地方裁判所）

(2) 主文

- ① 原告らの請求をいずれも棄却する。
- ② 訴訟費用は原告らの負担とする。

公安委員会  
説明資料 No. 5

指定暴力団二代目親和会組員に対する中止命令  
の発出について

令和4年4月7日  
刑事部

**報告事項**

用心棒料名目で金品を要求した二代目親和会組員に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「法」という。)に基づき、中止命令を発出した。

**1 中止命令を受けた者**

住所 香川県坂出市  
指定暴力団二代目親和会組員 甲男

**2 相手方(被害者)**

A男(高松市所在の性風俗店責任者)  
B男(性風俗店従業員)

**3 中止命令の理由及び根拠**

(1) 理由

甲男は、令和4年3月24日から27日にかけて、B男に対し、自己が指定暴力団二代目親和会組員であることを告げ、更にA男らに対し「この辺はウチのシマやから付き合いしてもらわんと商売出来んよ。ウチで芳香剤とかやっている。1個1万で3つ取って欲しい」等と申し向け、自己が所属する指定暴力団の威力を示し、用心棒料名目で金品を要求したものの

(2) 根拠

ア 違反条項 法第9条第5号(用心棒料等要求行為)  
イ 命令適用条項 法第11条第1項(中止命令の根拠規定)

**4 中止命令発出状況**

(1) 発出日時

令和4年3月30日(水)午後2時12分

(2) 発出場所

高松北警察署構内

(3) 発出時の状況

甲男に対し、中止命令書を示して読み聞かせたところ、「分かりました。もう行きませんし、連絡もしません。」と言って同命令書を受領した。

**5 参考**

(1) 令和4年の中止命令件数 1件目  
(2) 法施行後の中止命令件数 238件目